

報道機関各位

障害児通所支援事業所に対する行政処分(指定の取消)について

児童福祉法の規定に基づく監査を行った結果、障害児通所給付費の不正請求が判明したため、下記のとおり行政処分(指定の取消)を行うもの。

1 対象事業者

- (1)法人名 株式会社C-Smile
- (2)代表者 代表取締役 江上 智重子
- (3)所在地 北九州市八幡西区引野三丁目13番10号

2 行政処分(指定の取消)の対象となる事業所

事業所の名称	所在地	サービスの種類	指定日
おーぷんはーと	北九州市八幡西区瀬板一丁目2番17号	児童発達支援・放課後等デイサービス	令和1年10月1日

※ 児童発達支援、放課後等デイサービスの多機能型事業所。定員は両サービス通じて10人。

3 行政処分の内容

指定の取消 (指定取消年月日:令和5年12月31日付)

*指定の取消日を決定するにあたっては、利用者のサービス継続に支障がないようにすることを最優先とし、事業者が事業所を継承する法人との連絡調整を行う期間、及び他の事業所への通所を希望される利用者について他の事業所への引継ぎを行う期間等を考慮している。

4 処分の原因となる事実

●給付費の不正請求【児童福祉法第21条の5の24第1項第5号】

利用者2名について、令和3年4月から令和4年5月までの間、実際はサービスを提供していなかったにもかかわらず、サービスを提供していたかのように装った記録を作成し、不正に給付費を請求した。

児童福祉法第二十一条の五の二十四(抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

5 行政処分の効果等

(1)不正受給額及び返還請求額

- ・不正受給額:対象利用者2名の令和3年4月～令和4年5月の給付費受領額
- ・返還請求額:不正受給額に加算金40%を加えた額について、返還請求を行うもの。
 - 不正受給額 2,627,378円 … ①
 - 加算額(①×40%) 1,050,951円 … ②
 - 返還請求額(予定) 3,678,329円 … ③(①+②)

(2)欠格事由の該当

株式会社C-Smileは、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は、障害児通所支援事業所の指定を受けることができない。また、欠格事由に該当するものが役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は障害児通所支援事業所の指定を受けることができない。

(3)事業者名等の公表

事業者名、事業所名、行政処分の内容等について、市公報、市ホームページ等で公表する。

6 利用者の状況

- ・当該事業所の事業を他の法人に継承する予定であり、事業者は利用者・保護者等の意向を踏まえて、できる限りそのまま通所できるよう調整を行う。
 - ・利用者・保護者が他の事業所への通所を希望される場合は、指定取消の日までに、他の事業所への引継ぎを行い、利用者のサービス継続が図られるよう、事業者に対し指導を行う。
- <参考>令和5年8月の利用者数：30人(児童発達支援7人、放課後等デイサービス23人)

7 経緯・経過

令和4年6月21日	不正に関する情報提供に基づき実地指導を開始。以後、必要な調査を実施。
11月16日	監査（第1回）：サービス提供に関する記録等の調査
令和5年1月31日	監査（第2回）：従業員からの聞き取り調査 *おおむね不正請求を行ったことを認めた。
2月8日	監査（第3回）：元従業員からの聞き取り調査
2月10日	監査（第4回）：文書による事実確認 *利用者2名について、不正請求を行ったこと及び令和3年4月以降事業所を利用していないことを認めた。
4月以降	聴聞に係る手続：資料の閲覧申請（2回）を経て、聴聞を2回開催。 *2回目の聴聞において、法人代表者から特に異論なく、聴聞は終結となった。

【問合せ先】

保健福祉局障害者支援課

担当課長：久保、担当係長：北田

電話：093-582-2424

<報道関係者の皆様へのお願い>

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所「おーぷんはーと」では、現在も事業所において、通所サービスを利用されている障害児や保護者の方々がおります。事業所への取材にあたりましては、利用者・保護者へのご配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

【参考資料】

児童発達支援とは

障害児(主に未就学児)に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスのこと。

放課後等デイサービスとは

障害児(小学校から高校までの就学児)に対して、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のため必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービスのこと。

※令和5年4月1日現在の市内事業所数
児童発達支援(児童発達支援センターを除く) :127
放課後等デイサービス:218

障害児通所給付費とは

障害児通所支援事業所が利用者に対して提供する障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)に係る報酬として、北九州市が当該事業所に給付する費用のこと。

